

榛東村福祉センター指定管理業務仕様書

榛東村福祉センター（以下「福祉センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 福祉センターの管理運営に関する基本的な考え方

（１）設置目的

福祉センターは、在宅の知的障害者、身体障害者及び精神障害者（以下「障害者等」という。）の福祉の向上と高齢者の介護予防を図るため、平成１３年４月に設置した福祉施設であり、障害者等及び高齢者が健康で希望と生きがいを持って地域で生活するための支援を行う。

（２）指定管理者の選定

障害者等及び高齢者の福祉の向上とより効果的で効率的な管理運営を図るため、福祉センターの指定管理者を選定するものである。

（３）管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、法令、条例等を遵守し、特に次に掲げる項目に沿って、福祉センターの管理運営を行うこととする。

- ① 福祉センターの設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- ② 公の施設であるということを念頭に置き、職員等に必要な教育を行い、公平かつ平等な利用の確保を図る運営を行い、サービスの向上に努めること。
- ③ 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努め、施設の善良な維持管理を行うこと。
- ④ 職員を適正に配置し、緊急時にも備えること。
- ⑤ 事故や災害の発生防止に努め、利用者及び周辺住民の安全の確保に努めること。
- ⑥ 施設の管理運営に当たって収集した個人情報、適切に管理すること。
- ⑦ 利用者やその家族等の意見、要望等を管理運営に反映させ、サービスの向上に努めること。
- ⑧ 利用者の障害程度に応じて弾力的に事業を実施すること。
- ⑨ 利用者やその家族等との連絡を密にし、運営に当たること。
- ⑩ 指定管理について、他の者への再委託を行わないこと。
- ⑪ 指定管理者及びその構成員は、反社会的勢力と一切の関わりを持たないこと。

2 法令等の遵守について

福祉センターの管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。なお、指定管理期間中に法令等の改正があった場合、改正後の内容に従うものとする。

(1) 法令

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）ほか行政関係法令
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法令
- ③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ④ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、同法施行令（平成 15 年政令第 507 号）ほか個人情報保護関係法令
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、同法施行令（平成 18 年政令第 10 号）ほか障害保健福祉関係法令
- ⑥ 施設維持管理、設備保守点検に関する関係法令

(2) 条例、規則等

- ① 榛東村福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 13 年榛東村条例第 14 号）
- ② 榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年榛東村条例第 22 号）、同条例施行規則（平成 18 年榛東村規則第 10 号）
- ③ 榛東村個人情報保護法施行条例（令和 4 年榛東村条例第 30 号）、同施行細則（令和 5 年榛東村規則第 7 号）

3 施設の概要

- (1) 名 称 榛東村福祉センター
- (2) 所在地 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 789 番地 3
- (3) 構造 木造平屋建
- (4) 敷地面積 2,200.00 平方メートル
- (5) 床面積 598.24 平方メートル
- (6) 開設年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- (7) 施設内容 屋内：福祉作業室、障害者デイサービス室、相談室、倉庫、洗濯シャワー室、身障者便所、女子便所、男子便所、女子ロッカー室、男子ロッカー室、事務室、ミニデイサービス室、湯沸室、風除室、その他
屋外：温室、その他
給水：上水道
排水：合併浄化槽

4 指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）までとする。

5 業務内容

(1) 地域活動支援センター運営事業

- ① 一般就労が困難な障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進することで、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障害者等の福祉の増進を図るとともに障害の有無にかかわらず村民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、榛東村地域活動支援センター事業実施要綱に基づき事業を実施する。
- ② 対象者は、榛東村に居住するおおむね15歳以上の障害者等で、村長が必要と認める者とする。ただし、利用定員に支障がない場合にあっては、村外に住所を有する障害者等を対象とすることができる。
- ③ 事業の内容、職員配置等は厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める地域活動支援センター機能強化事業の規定を参考にするものとする。利用者の定員は、10名とする。
- ④ 事業に係る利用者負担は、無料とする。ただし、行事費用、昼食代等の個別に必要な経費については、実費とする。

(2) 在宅重度心身障害者等デイサービス事業

- ① 在宅の重度心身障害者等に対し、通所により日常生活訓練、機能訓練等を行うことにより地域生活を援助するとともに、その介護を行う家族の負担を軽減することを目的とし、榛東村障害者デイサービスセンター運営事業実施要綱に基づき事業を実施する。
- ② 対象者は、榛東村に居住し既存の授産施設等への通所が困難なおおむね15歳以上の重度障害者（重症心身障害者、重度知的障害者又は重度身体障害者）又は村長が必要と認める者とする。
- ③ 事業の内容は、機能訓練、日常生活訓練、社会適応訓練、利用者の家族等に対する介護及び生活援助方法の指導、送迎サービス、その他障害者等の福祉の向上を図るために必要な事業とする。
- ④ 職員配置については、群馬県知的障害児（者）総合福祉推進事業実施要綱（平成7年障第334号）に規定する職員配置基準を踏まえ、必要な職員を配置するものとする。利用者の定員は、6名とする。
- ⑤ 事業に係る利用者負担は、無料とする。ただし、行事費用、昼食代等の個別に必要な経費については、実費とする。

(3) 障害者福祉の推進に必要な事業

- ① 障害者等及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び指導を行う。また、障害者等の把握に努め、必要に応じて各関係機関等と連携して地域生活支援の促進を図る。
- ② その他障害者福祉の推進に必要な事業を行う。

(4) 高齢者介護予防事業

- ① 介護保険サービスの利用状況にかかわらず在宅で生活する高齢者に各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消を図るとともに、健康で自立した生活の継続を支援し、その家族の身体的、精神的な負担を軽減することを目的とし、村と連携しながら事業を実施する。
- ② 対象者は、在宅で生活する高齢者で支援を必要とする者とする。
利用回数は、週1回程度とする。
- ③ 事業の内容は、生活指導、リハビリテーション、送迎、入浴サービス及び給食サービスとする。なお、本事業の内容及び実施方法については、介護保険制度の動向その他の事情により、村の判断によって変更することがある。利用者の定員は、1日当たりおおむね10人程度とする。
- ④ 利用者は、指定管理者が別に定める利用料（昼食、入浴、光熱費等に係る経費）を負担する。

(5) 施設等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること

① 施設及び設備の管理

指定管理者は、施設及び設備の管理に関し、適切に管理すること。

ア 屋内及び屋外施設の日常点検

イ 屋内及び屋外施設の清掃及び整理整頓（以下「清掃等」という。）

指定管理者は、施設及び敷地内の良好な環境、美観の維持に努め、安全かつ快適な空間を保つために清掃等を実施すること。

ウ 施設の開所、閉所、出入口等の開錠及び施錠

エ 施設の照明の点灯及び消灯

オ 空調設備の運転及び温度調整

カ 空調設備、消防設備、電気設備、浄化槽設備等の点検業務

キ 各種定期点検等の立会い及び村への報告

② 備品の管理

ア 備品の管理（備品台帳に記載されている備品）については、榛東村財務規則（平成11年榛東村規則第9号）第272条及び関係規定に基づき、適切に管理すること。

イ 利用に支障をきたすことのないよう備品等の管理を行うとともに、不具合が生じた備品等については、修繕等を行うこと。

ウ 備品等の修理及び更新が必要な場合は村に報告し、その負担については、別途協議するものとする。

③ 保安警備

指定管理者は、開所時間においては、施設及び敷地内の見回り等を行い、保安警備を行うこと。なお、開所時間以外においては、警備会社等専門業者に委託して行うことができるものとする。

④ 危機管理及び安全確保

ア 指定管理者は、災害、事故等の緊急時の利用者等の避難、誘導、安全確保、

必要な通報等についての対応計画の作成、職員の教育、訓練等を行い、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 指定管理者は、施設内での事故防止に努めるとともに、利用者等の急病、けが等に的確に対応すること。

ウ 福祉センターは、榛東村地域防災計画において福祉避難所（以下「避難所」という。）に指定されていることから、村が施設を避難所として使用する必要があると認めるときは、村の指示に従い、避難所の設置、維持及び管理等の対応を行うこと。

⑤ 適正管理

苦情、要望等については、整理及び取りまとめを行い、管理運営に反映させることが可能である場合はこれに対応するとともに、他の類似施設等との情報交換等を行い、適正な管理を行うこと。

⑥ 個人情報保護法に基づき、サイバーセキュリティ対策及び職員への情報管理研修を定期的を実施すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、管理及び運営に関する業務のうち村長が特に認めるもの。

6 開所日及び時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

午前9時から午後5時まで

※ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を受けて変更することができるものとする。

7 管理執行体制

人員配置及び職種等は、次のとおりとする。

（１）施設長 1人

施設長は、障害者等の福祉の増進に熱意を有し、福祉センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（２）地域活動支援センター指導員 2人以上（うち1人は専任者）

（３）在宅重度心身障害者等デイサービスセンター指導員 2人以上（常勤専任）

以下のいずれかの資格又は経験を有する者とする。

- ・ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、養護教諭、看護師、准看護師、保健師、理学療法士又は作業療法士の資格を有する者
- ・ 障害福祉サービス等事業所又はこれに類する事業所等において、常勤の指導員又は支援員として2年以上の勤務経験を有する者
- ・ 心身障害者に対する指導経験を有し、介護職員初任者研修修了者以上の資格を有する者

（４）ミニデイサービス指導員 1人以上

8 管理運営に係る費用等の取扱い

- (1) 村は、年度の予算の範囲内において、指定管理業務に必要な費用を指定管理料として支払う。
- (2) 管理運営に係る費用については、村からの指定管理料、高齢者介護予防事業利用者からの利用料等の収入をもって充てるものとする。
- (3) 施設の管理運営に係る収入及び支出の経理は、必要な帳簿を作成して、単独の会計処理をする必要がある。また、出入金の管理は、法人名義の金融機関口座で管理するものとする。
- (4) 指定管理料の額、支払時期及び支払方法については、当該年度の事業計画等を踏まえ、予算の範囲内において、別途年度協定で定めるものとする。
- (5) 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者と締結した年度協定に基づき支払うものとする。なお、概算払を請求する場合は、明確な根拠及び理由を記載する。また、支払期間ごとに精算を実施するものとする。
- (6) 施設利用者の状況等の事由により、村と指定管理者との協議の上で指定管理料を変更できるものとする。

9 その他

(1) 協定に関する事項

指定管理者に指定された場合は、福祉センターの管理運営に係る細目事項について、協議の上、協定書を締結すること。なお、協定は、基本的事項を定めた基本協定と年度ごとの詳細事項を定めた年度協定を締結すること。

(2) 事業計画書等に関する事項

指定管理者は、業務を計画的に実施するため、毎年度村が指定する期間までに、事業計画書を作成し、村に提出し承認を得ること。また、初年度については、指定管理を開始する前年度の3月31日までに、村に提出し承認を得ること。

なお、管理業務の実績及び利用状況等に関する事項を記載した事業報告書を毎年度事業終了後60日以内に提出すること。

村は、業務の適切性を担保するため、随時実地調査又は利用者アンケートを実施することができ、指定管理者はこれに協力すること。

(3) 原状回復義務に関する事項

指定管理者は、指定を受けた期間の終了までに指定管理開始日を基準として管理物件を原状に回復し、村長に明け渡すこと。ただし、村長の承認を得たときは、この限りではない。

(4) 損害賠償に関する事項

指定管理者は、施設及び附属設備等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(5) 秘密保持義務に関する事項

指定管理者及びその業務に従事している者は、業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用しないこと。なお、指定管理者及びその従事者でなくなった後も同様とする。

(6) 指定管理者の取消しに関する事項

地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

(7) 責任の分担に関する事項

施設の管理運営に関する基本的な責任の分担に対する方針は、下表のとおりとする。

項 目	内 容	村	指 定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に係る法令等の変更によるもの	協議	
施設、設備等の 損傷	指定管理者の瑕疵によるもの		○
	1件の修繕金額が200千円以下のもの		○
	上記の修繕金額を超えるもの	○	
利用者への損害 賠償	管理上の瑕疵によるもの		○
	施設、設備等の不備によるもの	○	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休所等		○
	村からの指示等による臨時休所等	○	
	災害、事故等による臨時休所等	協議	
	改修、保守点検等による施設の一部利用停止	協議	

榛東村福祉センター
群馬県北群馬郡榛東村新井789番地3



中井第一水場
中井ポンプ場

リハビリテーションセンター

ふれあい広場

榛東村役場

榛東村保健センター

榛東村社会福祉協議会

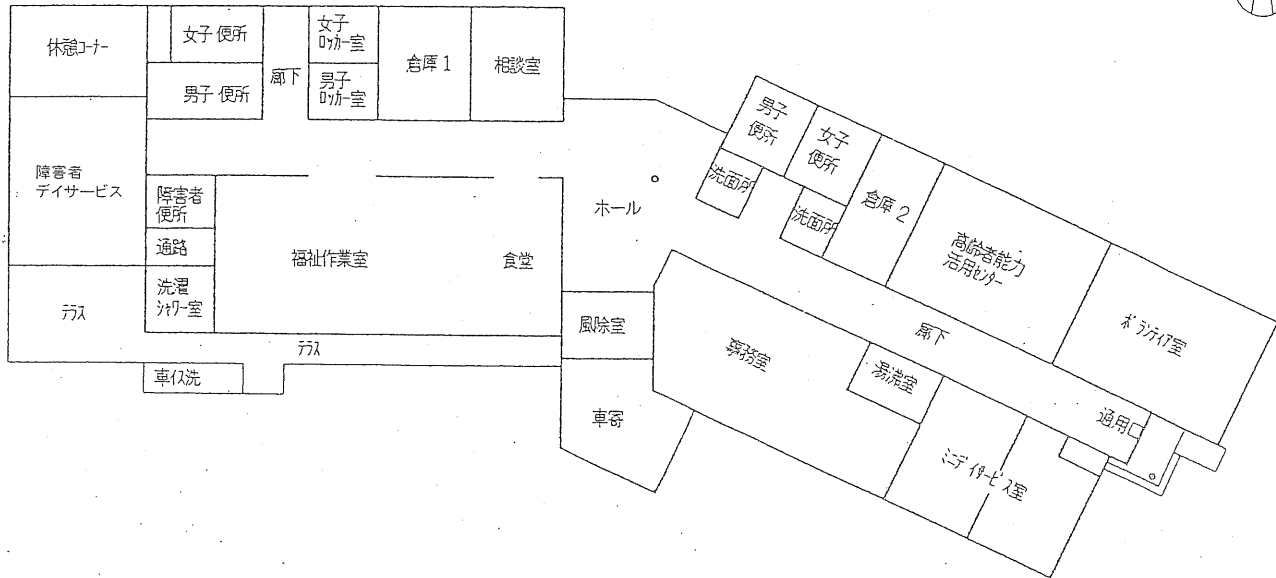
榛東温泉ふれあい館

未広橋

100m

陸上自衛隊群馬原駐屯地

平面図 1/300



主 要 室 面 積 表					
福祉作業室	85.05	m ²	事務室	53.08	m ²
障害者デイサービス	55.89		ミーティング室	35.64	
相談室	16.20		高齢者能力活用センター	38.88	
倉庫1	16.20		ボランティア室	38.88	
洗濯機室	7.29		湯沸室	6.615	
身障者便所	5.67		倉庫2	14.58	
女子便所	8.10		女子洗面所便所	12.555	
男子便所	10.125		男子洗面所便所	12.555	
女子トイレ室	6.075		風除室	9.72	
男子トイレ室	6.075		ホール	37.31	
			その他	121.75	
		合計	598.24	m ²	(184.6 坪)